

# 加給年金と振替加算 (一元化との関連)

H29. ●、●● 使用

## 【課題・2●●】 <加給年金と振替加算>

巷で話題になっている”加給年金と振替加算 (一元化との関連)” についてです。

1. (P.2) は、厚労省・社保審議会年金管理部会 (H29.9.13) の資料の一部です。本資料によれば、  
”配偶者加給年金を受給している(夫)の(妻)が65才に達したのに振替加算が支給されていない例が約10万人(内96%は、夫婦どちらかが共済加入とのこと)600億円あり、対象者に連絡しH29.11月を目途に支給する” とのこと。

### 2. 加給年金と振替加算の要旨、根拠法

#### ◆ 加給年金額 : 厚年法第44条

「老齢厚生年金の受給権を取得当時、その者(老齢満了=240月以上、等)に生計維持している65才未満の配偶者又は子(18才後の3.31及び20才未満の1/2級障害)があるときは、43条の額に加給年金額を加算する」

・配偶者 :  $224,700 \times (\text{国年27条の}) \text{改定率}$       ・子 :  $74,900 \times \text{改定率}$

#### ◆ 振替加算 : S60附第14条(老齢基礎年金の額の加算等)

「T15.4.2~S41.4.1生(老齢未満了)の者(妻)が65才に達した日に、老齢満了の配偶者(夫)に生計維持のとき、老齢基礎年金に所定の額(振替加算)を加算する」 ← (妻)は(夫)の”加給年金額の対象者”が要件

### 3. 上記3. から言えること

(モデルを簡便にするため(夫)厚44条適用、(妻)振替加算受給で説明)

- (1). 厚44条から、(夫)に出生年の制限がない ⇒ 加給年金は旧法、新法とも受給できる
- (2). S60附14条から、(妻)の振替加算は新法 老齢 適用直後 40年間の出生者に限る  
⇒ 旧法老齢の(妻)は振替加算がもらえない ⇒ 夫の加給(妻)65才後も継続

### 4. (夫)の配偶者加給年金と(妻)の振替加算/老齢基礎年金の本質

- (1). S60改正・新法で 1F・基礎年金、2F・被用者年金の2階建、皆年金とし、任意加入の被扶養者も強制加入になった(第3号被保険者)。(当時59才: T15生、20才: S41生)
- (2). 基本的考えは(給付と負担)”世帯合計 ⇒ 個人単位”で、第3号被保者の保険料は徴収せず第2号の加給年金を廃止し、これを充当するものとした
- (3). これから言えば、第3号の保険料は(歴史的に)厚年勘定(第2号)が負担し、国年勘定(第1号/国庫)の負担ではない、ことになる。

([現時点] 配加/老基 :  $224.3/779.3 \approx 29\%$  ⇔ 3号/2号 :  $930/4,050 \approx 23\%$  は、ほぼ妥当?)

### 5. 留意点、等

- (1). 一元化前は、要件240月を厚生年金単独(又は共済単独)で満たすことが必要だった

➡ (2). (夫)が共済だけ、(妻)厚年だけの場合、(お互いに配状が登録済として)妻・65才に達したことで夫・共済の配偶者加給年金がなくなり、妻・厚年を通じて基礎年金に振替加算される

- (3). (妻)65才時(夫)老齢未満了で後に満了した場合は、別途届出(様式222号)が必要